

一般廃棄物処理手数料等に係る生活保護減免制度の廃止について（答申書）

令和 2年 1月14日
平塚市廃棄物対策審議会
会長 原田 一郎

当審議会は、令和2年1月14日付31平環政第530号で市長から諮問を受けた「一般廃棄物処理手数料等に係る生活保護減免制度の廃止」について、慎重な審議を重ねた結果、次のとおり答申する。

生活保護費の生活扶助には、一般廃棄物処理手数料等が含まれていることから、本来であれば生活扶助の中から処理手数料等は支払われるべきものであり、受益者負担の観点からも排出者間の不公平が生じる当該減免制度を継続することは適当ではないと判断した。

なお、今後、当該減免制度の廃止を進めるにあたっては、段階的に制度を廃止すること等によって、生活保護受給者の生活への影響が過大とならないよう考慮されたい。

1. はじめに

平塚市では、平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第32条に、生活保護法による生活扶助を受けている者（以下、「生活保護受給者」という。）及び市長が特別の理由があると認める者に対し、処理手数料等を減免する規定を設けている。

生活保護受給者に支給される生活扶助には、一般廃棄物処理手数料等（粗大ごみの処分代及びし尿の汲取料相当額）が含まれており、当該減免制度は同一経費に対する二重給付の状態となっている。このような状況を踏まえ、排出者間の公平性等の観点に照らし、生活保護受給者に対する減免の取扱いが適当か否か当審議会へ諮問された。

2. 当審議会における主な論点

当審議会においては、さまざまな視点から検討したが、主な論点は次のとおりであった。

- (1) 生活保護法に基づき支給される生活扶助に一般廃棄物処理手数料等が含まれていることを踏まえ、当該減免制度は、排出者負担の公平性等の観点から適当か。
- (2) 生活保護受給者に対する一般廃棄物処理手数料等の減免制度が廃止され

た場合、生活保護受給者にどのような影響があるか。

3. 主な論点における当審議会の考え方

- (1) 生活保護制度における生活扶助とは、「食費等の個人的費用(第1類費)」と「光熱水費等の世帯共通的費用(第2類費)」を合算した日常生活に必要な費用とされている。

生活扶助については、厚生労働省の社会保障審議会生活保護基準部会の記録の中に、「全国消費実態調査等を基に5年に1度の頻度で検証を行う必要がある。」との記載があり、平成29年12月14日に開催された同部会の報告書によると、同年実施された生活扶助基準額の水準の検証についても、全国消費実態調査の消費支出データを基に、消費支出の変動について比較・検証が行われている。

比較・検証を行うにあたり、全国消費実態調査の消費支出データの各費目のうち、粗大ごみの回収料金や家電リサイクル料を例示する「粗大ごみの処分代」及び汲取り料、浄化槽清掃代を例示する「他の清掃代」等が生活扶助相当として分類されている。

また、昭和36年4月1日厚生省発社第123号事務次官通知では、「経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであること。」とされている。

これらのことから、生活扶助の中には、一般廃棄物処理手数料等も含まれており、経常的最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであることとしていることから、当該減免制度は、同一経費に対する実質的な二重給付の状態になっていると考えられ、本来であれば一般廃棄物処理手数料等は生活扶助の中から支払われるべきであるといえる。

- (2) 生活保護受給者に対する一般廃棄物処理手数料等の減免制度が廃止された場合、令和2年度におけるし尿に関しては、1人あたり年額8,400円の料金支払いが発生する。このことから、当該減免制度の廃止を進めるにあたっては、段階的に制度を廃止すること等によって、生活保護受給者の生活への影響が過大とならないよう考慮すべきである。

なお、本市においては令和2年4月1日から一般廃棄物処理手数料等の額が改定され、生活保護制度では平成30年10月、平成31年(令和元年)10月、令和2年10月に3段階による見直しが行われることとなっている。中でも、平塚市の生活保護受給世帯は、平成31年4月現在で約57.2%

が高齢者世帯となっており、生活扶助基準額が減額となった世帯が5割を超えている。

以 上